

平成27年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 平成27年3月11日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 平成27年3月11日 午前8時59分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 議案第2号 平成27年度可児市一般会計予算について
- 議案第11号 平成27年度可児市土田財産区特別会計予算について
- 議案第12号 平成27年度可児市北姫財産区特別会計予算について
- 議案第13号 平成27年度可児市平牧財産区特別会計予算について
- 議案第14号 平成27年度可児市二野財産区特別会計予算について
- 議案第15号 平成27年度可児市大森財産区特別会計予算について
- 議案第17号 平成26年度可児市一般会計補正予算(第6号)について

5. 出席委員 (19名)

委員長	伊藤 壽	副委員長	板津 博之
委員	林 則夫	委員	可児 慶志
委員	亀谷 光	委員	富田 牧子
委員	伊藤 健二	委員	小川 富貴
委員	中村 悟	委員	山根 一男
委員	野呂 和久	委員	天羽 良明
委員	川合 敏己	委員	酒井 正司
委員	澤野 伸	委員	山田 喜弘
委員	伊藤 英生	委員	勝野 正規
委員	出口 忠雄		

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議長 川上文浩

8. 説明のため出席した者の職氏名

企画経済部長	高木 伸二	総務部長	古山 隆行
会計管理者	平田 稔	議会事務局長	吉田 隆司
企画経済部参事	荘加 淳夫	総合政策課長	牛江 宏

財政課長	酒向博英	経済政策課長	村瀬雅也
産業振興課長	山口和己	農業委員会 事務局課長	山口功
総務課長	杉山修	秘書課長	前田伸寿
防災安全課長	杉山徳明	管財検査課長	佐合清吾
税務課長	大澤勇雄	収納課長	田上元一
監査委員 長	林良治	議会事務局 議会総務課長	松倉良典
子育て政策室長	肥田光久	公有財産 公営室長	伊藤利高

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	小池祐功	議会事務局 書記	熊澤秀彦
-------------	------	-------------	------

開会 午前 8 時59分

委員長（伊藤 壽君） まだ9時前ですが、会議に先立ちまして、本日は東日本大震災から4年の日に当たります。ここで、東日本大震災において被災された多くの皆さんや亡くなられた方への追悼、また今後の復興を祈念いたしまして、黙禱を行いたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、黙禱をお願いします。

〔黙 禱〕

はい、ありがとうございます。

それでは、出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を再開いたします。

本日は、本委員会に付託されました議案のうち、議案第2号 平成27年度可児市一般会計予算、議案第11号から議案第15号までの各財産区特別会計、議案第17号 平成26年度可児市一般会計補正予算（第6号）について、総務企画委員会所管部分の質疑を行います。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

それでは、お手元に配付いたしました事前質疑に沿って1問ずつ行います。重複する質問につきましても、それぞれに説明をいただきます。また、関連質問はその都度認めます。そのほかの質疑につきましても、事前質疑終了後に改めて発言をしていただきます。

執行部に申し上げます。既に一般質問で答弁された内容につきましては、簡潔に答弁をお願いいたします。

それでは、富田牧子委員より、1問ずつ質疑をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員（富田牧子君） 議案資料の4番の5ページです。ここに繰越明許費の補正の部分がありますが、その中の総務管理費の住基・財務システム整備事業で3,360万円の繰越明許が出ておりますけれども、この新基幹情報システムは平成28年1月から始まるマイナンバー制度とはどのように関係するのか。これにするための国の制度設計がおくれているから、この部分を先送りするというふうな御説明だったと思いますけれども、それについて説明をお願いします。

マイナンバー関連は社会保障と税と災害対策の3分野ということですが、こちら辺、この新基幹情報システムとどのように関連しているのか、教えてください。

総務課長（杉山 修君） 平成26年度予算におきましては、この住基・財務システム整備経費の中で新たな基幹情報システムを構築するための経費と、マイナンバー制度を導入するためのシステム改修費の両方を計上いたしております。この新基幹情報システムは、住民情報系システム、これは住民記録、選挙、税、国民健康保険、福祉、住宅、上下水道等の14システム、それと内部情報システムである財務会計、人事給与から成る情報システムでありまして、これは平成26年10月に導入を完了しております。

マイナンバーのシステム改修といいますのは、御指摘の社会保障、税、防災の3分野でマイナンバーが使えるように、この基幹情報システムのうち住民記録、税、社会保障関連のシステムに個人番号を組み込むというものでございます。したがいまして、マイナンバーのシステム改修というのは、個人番号が使えるようにするために、基幹情報システムの一部において行われる機能追加ということでありまして、そうして機能拡大した基幹情報システムによってマイナンバー制度を運営するというふうにお考えいただければよろしいかと思っております。

委員（富田牧子君） この前の説明では、国の制度設計がおくれている、国民健康保険の部分ができていないというふうなお話だったと思うんですけど、ほかに住民情報系の中に国民健康保険、それから後期高齢者医療、介護保険、健康福祉情報とありますよね。これ全てがおくれているということなのか、国民健康保険の部分でやることがおくれているのか、どうなんでしょうか。

総務課長（杉山 修君） 国民健康保険というのは、最初の例示をさせていただきただけでありまして、社会保障関連全てで制度設計、要は厚生労働省分がおくれているということでございます。

委員（富田牧子君） その見通しとしては、いつぐらいにどうなるということでしょうか。

総務課長（杉山 修君） これは、少なくとも個人番号カードの発行が始まる平成28年1月までには完了しなきゃいけないので、平成27年12月までには絶対完了するという形で、今準備を進めております。

委員（小川富貴君） 議案資料ナンバー5のページ1、総務企画、地方版総合戦略策定事業についてお尋ねをさせていただきます。

2件の調査と書きました。これは人口動態産業調査業務委託料450万円、それから市民意識調査業務委託料200万円についてですが、この内容の詳細、こういったところに委託されるのかといったことも含めて、明らかにしていただければ、その詳細をお示しください。

また、策定に当たり、担当課がそれぞれの事業に対して担う役割と体制をお尋ねします。例えば何係等々が設置され、どのぐらいの人員配置で行われるというところも、わかるところで御説明いただきたいと思っております。

戦略の具体的な生かし方、その展開案をお示しください。以上です。

総合政策課長（牛江 宏君） それでは、2件の調査、策定の委託内容の詳細等についてお答えします。

調査委託の内容としましては、人口動態や産業動向などの分析や推計を行う業務と、市民意識調査として行うアンケート作成と解析などの業務の2つでございます。

人口動態や産業動向の分析や推計では、地方版人口ビジョンの基礎となる出生・死亡の自然動態、転入・転出などの社会動態などの変化や事業所数、出荷額、販売額などから算出する経済指標などを踏まえまして、将来予測などを行う業務でございます。

また、市民意識調査では、地方版総合戦略に市民の意識を反映するためにアンケートを予定しておりますが、その作成と収集したアンケートのデータ化や解析などを行っていただく業務でございます。

なお、委託先というお話がございましたが、現時点ではコンサルタント系の会社になるうと思っておりますが、当然発注先は未定でございますし、その発注方法につきましても、単純な入札という形、それからプロポーザルというような形がございますが、それらについても現段階では検討中でございますので未定です。

続きまして、策定に当たり、担当課が担う役割と体制でございます。

策定に当たりましては、先ほど述べました業務内容に適切に対応いただくよう、地方創生の考え方や現状把握、市の目指すべき方向など、十分に理解いただくことが重要になりますので、受託者とも綿密に打ち合わせるなどしまして、業務目的が達成できるよう監督していくということになります。

担当課の体制としましては、担当係長と担当者、基本的には1名ずつということになります。ところが常に状況把握することはもちろんですが、業務の節目には管理職なども確認して、複数職員で適切に業務遂行できるよう対応していくこととなります。

なお、担当部署としての具体的なところでございますが、総合政策課の総合政策係がその発注元となって動くわけでございますが、この業務自体、地方創生という形の地方版総合戦略につきましては、メニュー自体が庁内複数課にわたるということがございますので、せんだってでも庁内でまずは連絡会議を行いまして、各課が主体的に何ができるのかということを見つけなければいけませんので、そことの調整も含めて総合政策課が窓口となって進めてまいります。

それから、戦略の具体的な生かし方、展開案ということでございますが、今回の国の戦略の目的には、1つに地方で仕事をふやすこと、2つ目に地方に人が集まること、3つに若い世代の結婚・子育て等の希望がかなえられること、そしてそのためにまちを活性化させることが上げられております。この考え方を受けまして、地方版総合戦略を策定していくこととなりますが、具体的にはそれぞれの地域に合った独創的な内容とするよう工夫が必要となり、あわせて何をやるとどのような成果が出るかという業績評価指標も示すこととなっております。このように、戦略そのものがアクションプログラムとなりますので、それぞれ示していく内容はそのまま事業として生かして実施するということとなります。

なお、戦略策定に当たりましては、市が取り組んでいる方向と基本的には一致させていくことが必要となりますので、来年度策定予定の総合計画後期計画との整合を図った内容とすることや、現在進めております4つの重点方針で実施していくこととなる政策や事業などと一致するものも多くあるというふうに想定しております。以上でございます。

委員（小川富貴君） 御説明ありがとうございました。

まず1点目、質問させてください。

最初の調査、策定、委託内容の中で市民の意識調査をされると。どういう意識を調査され

ますか、まずざっくりとで結構ですけれど。

総合政策課長（牛江 宏君） まだ具体的には未定ですので、現時点でお答えできる内容までは詰めておりませんが、先日の全員協議会でもお話が出ました地方創生に関しての今後市が取り組むべき人口ビジョン、もしくは総合戦略というものに対しましては、幾つかうちが取り組んでいくべき重要な視点があるというふうには理解しております。例えばうちですと子育てというのは非常に重視して、市自体が進めたいですし、総合戦略そのものもそういうことに対しての積極的な事業展開というのは推奨しておりますので、じゃあそこで何を、市民の方にそういうところを聞いていくかというのは、具体的には今後詰めていくということになりますが、具体的な例でいえばそういうようなものをどういう視点から切り込んでいくかというのは業務委託の中でコンサルタント会社に発注できれば、その方々と相談して決めていくということになります。

委員（小川富貴君） ここをお聞きしたのは、単なる意識調査なのか、ある意味、行政の持つ力という言い方をするとおかしいかもしれないですけど、若い人たちも含めて市民に対する意識づけみたいなものもあわせ持った形のを展開するのか、その意思をちょっとお尋ねしたところですか。

総合政策課長（牛江 宏君） 今の意識づけというところまでのアンケートにできれば、それはベストでしょうけれども、現段階としては、市民の皆さんがどんな方向を見ておられるのかというのを把握するということになりますので、まずは単純にそういう方々がどの方向にどれぐらいの方が向いてみえるのかというのが、今回の主目的になるかと思います。

今委員がおっしゃられますように、意識づけという話になりますと、事業を展開する中に、例えば組織をつくるなり、組織をつくらなくても何かの会をうちが主催して集まっていたいて、その中で繰り返し何かをやっていくということが意識づけにつながりますので、その段階でもう少し先になるのかなという、今の段階ですので確定ではないですけど、そんなような感じで整理はしております。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次に3問目、4問目に移りますが、この2問をあわせてお願いいたします。

委員（澤野 伸君） 議案資料番号5、ページ数3、経済政策課、花フェスタ2015ぎふ推進事業。

イベントが5月に始まる、これまでの企画内容等の進捗状況はということをお願いします。副委員長（板津博之君） 同じところで、実行委員会が中心となって、県、可児市、指定管理者で企画しているようであるが、イベントの細かい内容は決まっているのか。進捗状況について説明を求める。

経済政策課長（村瀬雅也君） 今2つ御質疑いただきましたので、まとめてお答えさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず今回の議案につきましては、3月補正予算で出しているところは、可児市が独自に実施する事業内容について出させていただいております。また、この細かな内容につきまして

は、また別の機会をいただきまして、可児市分につきましては詳しく御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ということで、県を含めた全体の経緯について御説明します。

まず、議会のほうでも御要望いただきまして、その後、平成26年2月から開催準備会議ということで、県の街路公園課、それから花フェスタ記念公園の指定管理者、そして経済政策課と、この3者で準備会議を行ってまいりました。これは、平成26年7月に至るまで9回ほど開催しまして、開催の枠組みでありますとか、予算の持ち方等について協議をしてきました。その後、平成26年8月5日に県の実行委員会が組織されまして、こちらのほうは委員長に国際園芸アカデミーの上田学長に就任していただきまして、可児市からも市長、議長、商工会議所の会頭などは出席していただいて組織されました。それ以降、この開催準備会議から連絡会議というふうに名称が変わりまして、同じような団体の中で、平成26年8月以降、6回ほど具体的事業の内容について協議を進めてきております。

また、並行して、県の組織の中で企画委員会というものも10月以降に組織されまして、その中で具体的な検討もされております。

また、県のほうでは平成26年11月に都市建築部内に都市公園課を新設されまして、専任課長初め県職員の拡充もあって、進めておられるということでございます。

この花フェスタ2015ぎふの実施計画につきましては、この事業実施計画策定の委託業務を平成26年12月12日にプロポーザルを行いまして、(株)中日アド企画、それから日本イベント企画(株)の2社が合同したJVとして、平成26年12月26日に契約しています。この2社が策定した実施計画をことしの1月末ぐらいに県に提出されまして、その後、企画委員会等の審議を経て、来る3月25日に第3回の実行委員会が開催されます。この場において承認されて決定されるというような運びになってございます。

内容につきましては、概略としましては、この5月16日から6月21日まで全部の日程が5週間ぐらいありますので、この中を1週間ごとにテーマ性を持って、それぞれ県であったり、指定管理者であったり、可児市が独自にイベントを組みながら、全体をやっていくというような形で今案をつくっております。

また、可児市におきましては、その中で5月30日から6月4日までの1週間、これがバラのピークの時期なんでございますが、この1週間を可児市ウイークとして位置づけていただいておりますので、その中でこの期間が一番お客さんの見える期間ですので、可児市の魅力をアピールする場ということで、企画を考えてございまして、また岡山県津山市との歴史友好都市の20周年に当たる年でもありますので、そちらからのお客様もお迎えするなどして、催しを開催する予定でございます。

概略としては、以上のような形でございます。

副委員長(板津博之君) イベント運営業務委託料1,155万円というのがありますけれども、これは先ほど説明のあった(株)中日アド企画と、もう1社はちょっと聞き逃したんですけども、そちらに行くということでよろしいんでしょうか。

経済政策課長（村瀬雅也君） これは、まだ契約はこれからですので、決まっているわけではございませんが、もともとの県の事業自体が、この2社が契約した後に業務自体の発注がどこかにされると思いますので、今そこを含めた中で予算勘案して決定されるということだと思います。ですから、まだ決定ではございませんけれども、そういったところを想定はしております。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次に移ります。

委員（小川富貴君） 資料ナンバー5、ページ6、総合政策の美濃桃山陶聖地整備事業でございます。

お聞きするのは、この中で広報戦略プロデュース委託料585万円、ホームページ制作委託料200万円、映像制作委託料400万円についてになります。

特定財源は、どの事業にどのくらい充当されるのでしょうか。広報戦略、ホームページ、映像制作の各委託先と、その選定方法はこういったような状況でしょうか、お尋ねします。

総合政策課長（牛江 宏君） それでは、まず最初に特定財源はどの事業に充当されるのかということですが、特定財源は具体的には国の交付金でございます。国からは、職員の人件費や単純なハード事業には使ってはいけないということが示されておりますが、それ以外には具体的な部分としては示されておられません。このために、ソフト事業やソフト事業を進めるために必要となるハード事業という言い方をさせていただいておりますが、そういうものを中心に充当するという考えでございます。今回もそれらを予算計上させていただいたところでございます。したがって、特定財源をどの委託や工事に配分するかという明細までは決めてありません。

続きまして、広報戦略、ホームページ、映像制作の各委託先とその選定方法でございますが、まず広報戦略プロデュース委託につきましては、平成26年度、ちょうど1年前の当初予算のときに計上させていただいております内容とある程度一致したところがございますが、委託先としましては、そのときに御説明いたしました（株）コーパスという会社に考えております。会社形態はっておりますけれども、代表の大沢さんという方の個人的に持っておられるマスコミとのつながりを生かしたPR、広告宣伝やデザインなど専門的な知識や発想などから美濃桃山陶の市民への普及や周知などをプロデュースいただくという予定をしておりますので、そちらのほうに委託を考えております。

それから、ホームページと映像制作につきましては、市が求める内容をしっかり受託できる方を入札等で決めていきたいと考えていますので、委託先の候補や選定方法などを含めまして、現時点では未定でございます。以上でございます。

委員（小川富貴君） 多分先回もお聞きしたと思うんですけど、この大沢さんって名古屋の方でしょうか。

総合政策課長（牛江 宏君） 事務所は神奈川県大和市にございます。

委員（小川富貴君） 前回から引き続いて事業を委託しているところであろうというふうに思いますが、こういった広報プロデュースというのは、いろんな会社がいろんなノウハウを

持ってやっているところです。前回よかったというような一定の評価はあろうと思うんですけども、また視点を変えて、いろんなものを取捨選択するということを考えられましたか。また、その中で競争があればあるほどいいものがつくれるというのも一方の事実であろうかというふうに思うんです。そこら辺はいかがでしょうか。

総合政策課長（牛江 宏君） 一定の評価という話にもなりますけれども、平成26年度の委託につきましては、9月をめどに一旦は整理していただきまして、その内容については取りまとめて、総務企画委員会のほうでも概略を報告させていただいております。

それが客観的に見てベストなできなのかどうかというのは、また議論はあろうかと思えますけれども、美濃桃山陶という可児市がこれからPRしていきたい、それを使って可児市がどういういいところであるかというのを、市民の方はもちろん、全国にも広げていきたいという視点は、その方自身が十分に持っておられます。それを競争の中で、他のそういうような会社があるのではないかというような御指摘ももちろん今いただいておりますけれども、その辺については、逆にそういう視点を持ってやってみる個人的なレベルでの会社、もしくは会社の中に見える方というのは、なかなか探せないのではないかなというふうに理解しております。そういう意味で今回うちの首長、トップ自身がこの方なら一旦任せてやれるんじゃないかということで進めさせていただいております。

それに対して、単純に競争入札するのではなくて、その方が今の時点でどれだけの評価を出してくれるかということで、うちはその方と今後もどこまで一緒にやっていけるかというのを判断していくべきだと思っておりますので、現時点で競争の原理を働かせて、ほかのところへいろんな問い合わせをして比較をするという方向性はないんですけれども、その方がもし、今後私どもが考えている美濃桃山陶のPRというのを十分にやっていただけなかったりとか、その成果がうちが思ったほど功績として出していただけない場合については、それはまた考え直す必要があろうかと思いますが、現段階ではそれに対して一定の成果を出していただいているということで、継続をしていきたいというような考え方であります。以上でございます。

委員（小川富貴君） 市長のお知り合いということですね。

総合政策課長（牛江 宏君） いえ、市長も初めてその方とは接点を持たれていますが、それ以外の方からの御紹介でということはお聞きしております。

委員（小川富貴君） ほかにそういうことを担ってくれるところがあるかということ、ありますよ、広告代理店だったらどこでも。優秀な企画マンはたくさんいると思います、プロデューサーもいると思います。こういったものに、ゼネラルですからね、ポピュラーですから、十分対応できる日本の広告業界だと思います。

その中で、600万円近いお金、これは市民の税金です。非常に大きな税金がここに投入されるわけですから、フェアな形でよりいいものを目指していただきたいと思います。そこで終わります。

委員長（伊藤 壽君） ただいまのは質疑でありませぬので、取り消しでよろしいですか。

委員（小川富貴君） 大切な税金をできるだけフェアな形で使うという視点についてお尋ねします。

総合政策課長（牛江 宏君） フェアという視点では、競争入札とか比較というのは一つあるかと思えますけれども、今回は、昨年御説明させていただきましたように、その方の持っている個人的な非常に強いつながりであるとか、その方の持っている独創性、そういうものに対して、うちとしては一旦お願いしてみて、その成果を見ながらしっかり判断していきたいということで、昨年と同じような形をお願いさせていただいているというところでございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 6番、資料番号3、ページ数1の予算編成方針です。

文章では、国の制度改正で、地方創生の推進に向けた施策に対し、柔軟かつ迅速に対応する云々ということで、施策等、述べてありますが、平成26年度補正予算の中で既にプレミアム商品券等の対応が出ております。新年度では、これを含めて広げながら、ほかに何かあるのでしょうか、御説明をお願いいたします。

総合政策課長（牛江 宏君） それでは、予算編成方針に記載させていただきました、地方創生の推進に向けた施策という部分でございますが、これは具体的には国が行うこととしました地域住民生活等緊急支援のための交付金でございます地域消費喚起生活支援型交付金と地方創生先行型交付金の2つを指してありまして、市ではこの交付金に記載してありますように、柔軟かつ迅速に対応するために取り組むべき必要度の高い事業を補正でお願いしております。

1つ目の地方消費喚起生活支援型としては、議員の皆さんから御質問いただいておりますプレミアム商品券「K - m o n e y」事業でありまして、臨時議会において議決いただいたところでございます。

また、地方創生先行型としましては、3月補正予算としまして、先ほども出ておりました地方版総合戦略策定事業、花フェスタ2015ぎふ推進事業、美濃桃山陶の聖地整備PR事業を上げさせていただいております。平成27年度におきましては、これらの事業の予算はゼロでございますが、今年度から繰り越し、重要事業として取り組んでいくということにしております。

なお、地方創生につきましては、来年度策定します地方版総合戦略の中で具体的に取り組む事業を示していくこととなりますので、常に国の動きも注視し、市にとってメリットのある事業に取り組めるよう、庁内でも各部署が連携し、計画の策定と事業の実施につなげてまいります。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 続いて、同じく3番資料の24ページ、外部資金の導入・獲得の課題で

す。

重点事業を推進するため、外部資金の導入を進め、積極的に獲得すると記述してありますが、それぞれの確保規模、目標額、あるいは獲得する種類といたしますか、ジャンルといたしますか、内容について位置づけを高めておられるようなので、具体的にお示しいただきたいと思えます。お願いします。

財政課長（酒向博英君） 外部資金は、大きく分けると、企業等からの広告等収入、これは市の広報紙ですとか封筒、それからホームページなどへの広告料、それからイベント協賛金、ネーミングライツなどでございます。これともう一つ大きなものとして、ふるさと応援寄附金でございませう。また、市民サービス向上のために、市の支出を伴わず企業との協働で実施する事業なども含めております。

ここ3年間の広告等収入実績では、平成24年度が約389万円、平成25年度が約555万円、本年度が2月末時点で約1,007万円となっております。ふるさと応援寄附金につきましては、平成24年度が3,048万円、平成25年度が3,493万円、本年度が2月末時点で1,626万円となっております。昨年度と比べますと、広告収入ではK Y Bスタジアム、K Y Bテニスコートのネーミングライツによる収入により増加をしておりますが、ふるさと応援寄附金につきましては、昨年度は大口の寄附金等があったことなどにより、本年度は減額となっております。

御質問の目標額につきましては、前年度の金額以上を獲得するということを目標に取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、特にふるさと応援寄附金につきましては、今年度減額となったという状況も踏まえまして、より多くの方に御協力いただけますよう、さらに積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

委員（伊藤健二君） 24ページを見たところで、4つの柱を支える行財政運営ということで、その中の主軸に効率化と外部資金の導入を進めますと。効率化については今答弁を求めていますので、外部資金の導入ということがうたっているんで、相当大きな何かをやるかというふうに想像してみたわけですが、今の説明に入っていない部分で、じゃあこういうことは考えていますか。例えばP F Iを導入して、民間資金を有効に活用して、市の事業目的を達成する手法を具体的に検討してみえとか、さらにもっと進んで、運営権まで検討するような、P P Pと通称言われるようなシステム、そういうものも今後はやっていこうということを、この中には決意として入っているわけですか。

その辺について、財政課が適切でなければ、総合政策課でも結構だと思いますが、ちょっと教えてください。

総合政策課長（牛江 宏君） 予算の直接の関連ではございませんが、平成25年度だと思えますけれども、市として外部資金の獲得方針というのを庁内で示しました。それにつきましては、議会のほうでも簡単に委員会報告だけさせていただいておりますが、市全体としては何らかの形で外部資金をよりいろんな方法で稼いでいくんだと、とっていくんだという方針は示しております。その中に、議員おっしゃられましたP F I、P P Pもございませうし、それより前にさかのぼれば、K Y Bスタジアム等のお話とか、そういうものを含めて市全体で

取り組むという方針は出しております。

その中で一つ一つの内容について、今財政課のほうに事務分掌を移しまして、取り組んでもらっているという方向でございますので、市としての方針は、1本出して進めておるという状況でございますので、よろしく願いいたします。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 続きまして、35ページの財政課関係です。

市の財政関係のうちで21番、市債がございます。このうちで、特定財源を除く一般財源分についてということで、お尋ねをします。

一般財源用の市債を6億9,430万円調達する計画であります。38ページの財政調整基金には平成26年度末で67億2,527万円余、平成25年度末でも約62億円がある状況となっております。

財政調整は、基金の設置の目的どおりに使えば年度間調整は可能であるというふうに考えるわけですが、ここの差額、いわゆる7億円近い新規の臨時財政対策債、市債として6億9,430万円を調達するという冒頭の部分ですが、この約7億円に近い新規の臨時財政対策債を借り入れするという理由が見えてこないんですが、わかりやすく説明をお願いします。財政課長（酒向博英君） 臨時財政対策債につきましては、議会の予算決算委員会のほうからも御意見をいただいておりますとおり、財政調整基金や公共施設整備基金などの積立残高を考慮しながら、借入額を適正に決定することという御意見をいただいておりますことなども踏まえまして、平成27年度は前年度対比で4億570万円、36.9%減としております。

また、財政調整基金につきましては、前年度対比6億3,000万円、201.9%増の9億4,200万円を繰入金として計上いたしました。これによりまして、財政調整基金の平成27年度末現在高は約58億円となる見込みでございます。この臨時財政対策債の金額につきましては、地方債残高をふやさないということを基本としまして、他の市債とも合わせて総額を公債費の元金償還見込み額以下に抑えると。そのことによりまして、その規模を6億9,430万円としたものでございます。

年度間の財源調整、いわゆる財源不足に全額財政調整基金を充てるということではなくて、臨時財政対策債の活用とのバランスをとりながら財源に充てるのが適切であるというふうに考えております。以上です。

委員（伊藤健二君） 38ページの基金の状況には、今、課長から御説明のあった部分が表示されています。そこには、確かに平成26年度末と平成27年度末、見込み額の間には9億円の差がございます。それで、一体いつの時点でどのようなキャッシュフローが発生するかによって、必要な財源規模というか、臨時財政対策債の借入額も影響を受けるとは思うんですが、あくまで平成27年度末に見込まれる58億円規模が、平成27年度の年度当初からもうずぼっと減ってしまうことになるんでしょうか。もしタイムラグが、我々議員の側の理解とし

て見えていないのがあるとすれば、そこぐらいしか考えられないんだけど、全額この7億円近い金を新たに借りなくても、半分とか、そういう形でもやっていけない状況ではないというふうに私は思ったんですけど、課長の説明では58億円だから、だけどその58億円は年度末の数字ですよ。年度途中で資金ショートが起こるような事態が予測され得るんですか。その点について、ちょっと明快に返事してもらえませんか。

財政課長（酒向博英君） 起債は事業完了後に起こすということでございますので、実際に平成27年度の起債というのは、年度末、それから出納整理期間に入ってくるものでございます。それから、財政調整基金も、これは年度当初に取り崩すということにはなりませんので、ただそういうことを行わなくても、いわゆるキャッシュ上のマイナスは起きてこないということでございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 同じく38ページのところの地域福祉基金のところですが、この地域福祉基金は毎年社会福祉協議会補助金として、今まで毎年毎年4,500万円ぐらいのお金が使われてきたわけですけれども、いよいよ平成27年度末になると残高が3,188万円の見込みとなりまして、平成28年度以降のここから補助金を支出するということではできなくなってくる。今後の対応についてどう考えているのかということについて、お尋ねをします。

財政課長（酒向博英君） 地域福祉基金につきましては、可児市基金条例第3条の地域福祉の増進に資する各種民間活動の振興を図るための資金に充てると。この目的に基づきまして、平成20年度から毎年、社会福祉協議会補助金の財源に充当をしてきております。

今、富田委員御指摘のとおり、平成27年度末の残高見込みは3,188万円になっておりまして、平成27年度予算では繰入金として4,500万円を計上しておりますので、平成28年度以降は基金からの繰入金のみでは不足するという状況でございます。

一方で、地域福祉のかなめとなります社会福祉協議会の補助金は今後も継続をしていく必要がございますので、基金で対応できない場合は一般財源から当然支出していくということになります。以上です。

委員（富田牧子君） そこは聞いて私も知っているわけですが、今後、地域福祉基金という項目について、受け皿は要りますので、そういう寄附していただく方は絶対にあると思いますので、これはきちっと残しておくということですよ。全部使い切っちゃって、空にしちゃってということではないですよ。

財政課長（酒向博英君） 基金の設置目的に照らし合わせまして、当然その役目を果たしたと、なおかつ残高がゼロになったということであれば、それを廃止するかどうかという判断は当然必要かというふうに思いますが、今おっしゃられた、今後もこの基金を継続して活用していく必要があるのかどうかということ、また必要があるとするれば、その基金を受け皿として、どんなような事業に適切に充当していくかというようなこと。これは、財政サイドの

みならず、健康福祉部サイドとも検討した上で、それを判断していくということになりますし、当然、廃止するには条例の改正が必要になってまいります。以上でございます。委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 議案資料3番で、40ページ、職員の研修事業です。

職員自主研修補助金25万円は何を期待してのものか。この点での平成26年度の成果はいかがでしょうかという点が1つと、もう1点はセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント問題の研修はどこの事業で行っているものなのかということです。お願いします。

秘書課長（前田伸寿君） 研修につきましては、職員の公務員倫理、意識、能力、資質の向上など全般的なものにつきましては、秘書課の人事係で行っております。また、それぞれ所管業務の専門分野における研修につきましては、それぞれ所管課で個別に行っております。それ以外で自主研修ということで、職員が個人やグループで自発的にさまざまな課題を見つけ出し、それを解決するための能力を養うことを目的に、今後の職務に生かせる能力を身につけるといって、自主研修補助金を出しているものでございます。

平成26年度につきましては、9件の助成実績がございまして、うち1件につきましてはグループというものでございまして、平成26年度の助成金につきましては、今のところ13万8,200円が実績でございます。

また、研修につきましては、それぞれ現在の専門分野に必要な知識、能力、それから今後職員として生かせる研修内容を見きわめて助成しておりますので、十分、今後の職員生活の中で生かしていけるというふうに判断しております。

それから、2点目のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント研修でございますが、これにつきましては、当研修事業の中で行っております。

平成26年度につきましては、係長17名が県の研修センターにおいて、メンタルヘルス、ハラスメント防止講座を受講しております。また、入庁2年目の職員を対象にした階層別研修の中でも、外部講師によりまして、研修の一部としてセクシュアルハラスメントとパワーハラスメントについて学んだというものでございます。

それから平成27年度につきましては、新任係長17名程度になるかと思いますが、県の研修センターでの受講、それからハラスメント用に設置しております職員のハート相談室の相談員になる職員について、外部研修の受講を予定しております。また、階層別研修として、課長職を対象にハラスメント研修を行う予定であります。以上でございます。

委員（伊藤健二君） ハラスメントの関係でもう一遍聞きますが、今、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントというふうに私は区別をして質問しましたが、課長のほうは今ハラスメントということで、全体を統括しながら、各分野別なり、特性に応じた内容をやっておるといって回答されたという理解でよろしいのでしょうか。

秘書課長（前田伸寿君） 基本的には、ハラスメントについては、今のセクシュアルハラス

メント、パワーハラスメントがございますので、両方を含めて研修を行うという形で実施をしております。

委員（伊藤健二君） 平成23年2月に富田市長名で、セクシュアルハラスメント防止宣言という、こういう黄色い紙に刷って、そしてあわせて先ほど紹介があったハート相談室というのも「心の傷ありませんか」という呼びかけの名刺大の紙もできていますね。

それでちょっとお尋ねするのは、可児市役所に勤務している方のための相談窓口ですということで紹介してありますが、これは当然ながら常勤、非常勤、それから期間、嘱託等を含めた、要するに可児市の職員というくくりで、対応する方々全員にこういうものはきちっと徹底されているという理解でよろしいでしょうか。

秘書課長（前田伸寿君） 今、お話のございました防止宣言、それからセクシュアルハラスメント予防対応マニュアル、これにつきましては、職員には既に配付してございます。新規採用の職員については、研修の上で配付します。それから臨時職員の方については、採用時に説明をしながら配付をしておりますして、職員の相談窓口、それから外部の相談窓口についても、鋭意御説明を申し上げているという状況でございます。

委員（伊藤健二君） 最後に、このハラスメント問題の中には、当然いじめの問題が入ると思うんですが、うちには子どものいじめの防止に関する条例がありますが、大人の問題についてどう対応するかという話になったときは、また別の枠になるわけです。子供のいじめ防止の対応の中での職場は可児市役所の中にありますので、この職員研修の問題の中には大人の職場でのいじめの問題についても当然やられていると思いますが、たまたま関連しているんで一言言いますが、3月6日の中学校の卒業式のときに、子どものいじめの防止に関する条例について私は発言をして挨拶をしたわけですが、その夜、一般市民から電話がかかってまいりまして、職場でのいじめがあるんじゃないのという告発めいた話がありましたけれども、この辺について、十分大人のいじめの対応については対応されていると理解してよろしいですか。

秘書課長（前田伸寿君） はい、基本的には相談窓口も設けておりますし、それから職員用に委託をしまして、外部の産業カウンセラーで、2月に1回ですけれど、年6回、一応半日気軽に相談できるという形で相談窓口を設けておりますので、体制的にはできておるといふふうに考えております。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 同じ40ページです。秘書課です。臨時職員経費についてお尋ねします。

臨時職員の人数と雇用形態をお尋ねします。

秘書課長（前田伸寿君） この臨時職員経費につきましては、秘書課採用分の育児休業代替、それから病気休業代替、それから退職者の再雇用、それから新規採用者の入庁前の採用という形の、賃金とあわせまして、市全体の期間業務、臨時職員の社会保険料の経費がこの事業

費でございます。

それから、各部署で採用しております期間業務職員の賃金につきましては、それぞれの部署の予算事業で計上をしているところでございます。

秘書課分といたしましては、育児休業代替分が24名、再雇用が4名、新規採用分が11名、合計で39名分でございます。市全体では、予算上、フルタイム採用が198名、短時間採用が244名ということです。

それから雇用形態でございますが、フルタイム採用につきましては、基本週5日勤務、勤務時間が午前8時半から午後5時までの7時間30分ということでございますが、施設によって開始時間、終了時間が前後いたします。

また、短時間採用につきましては、施設によって勤務日、勤務時間が異なります。終日勤務で2日から3日、それから1日の勤務時間が3時間から7時間半までと、職種によってさまざまでございます。以上でございます。

委員（小川富貴君） 育児休業代替24人、それから退職者再雇用が4名ということでしたね。

退職者再雇用の4名のそれぞれの雇用の形と、おおよそどういう形での賃金の支払いが幾らぐらい発生しているのでしょうか。

秘書課長（前田伸寿君） 再雇用につきましては、基本的に期間業務職員と同じ取り扱いをしておりますので、それぞれ必要な部署で雇用しております。公民館、それから庁内の労務等でございますが、月額が約12万7,600円を想定しております。

委員（小川富貴君） 臨時職員とさっきおっしゃったように、それぞれの担当課で雇用していますよね。退職職員のみ秘書課で4名が対象でここで雇われているというのは、どういうことですか。秘書課で使っているわけではないわけですから、その差異をちょっと教えてください。

秘書課長（前田伸寿君） 職員の継続雇用につきましては、基本的に秘書課で行っております。これは、年金受給の開始がおくれておりますので、民間は65歳まで義務化されておりますが、地方公共団体については努めなさいという努力義務でございますので、それに伴って人事のほうで一括して予算を計上しておるということでございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（山田喜弘君） 資料番号3の42ページ、基金積立事業について。

財政調整基金、それから公共施設整備基金等の基金を一括管理する具体的運用方法と期待する運用利回りについて、説明を求めます。

会計管理者（平田 稔君） それでは、基金の積み立てに関しては財政課の担当でございますが、基金の運用につきましては会計管理者の担当となっておりますので、私からお答えをいたします。

まず会計課では、現在8つの基金を運用しております。各金融機関とか各証券会社ごとに

それぞれの基金の口座を設けて個別に運用しておりますが、財政調整基金と公共施設整備基金を除くと、それ以外の基金は少額の基金が多いものですから、大口とか長期といった運用がしにくいということ。それから大変多くの通帳がありまして、その管理も煩雑というような状況になっております。

そこで、これらの問題を解消するために、一括運用を今後導入してまいります。この基金の一括運用と申しますのは、今ばらばらに運用している基金を1つの口座にまとめてしまって運用をしようというものです。1つの基金にまとめてしまうと申したけれども、財政調整基金とか公共施設整備基金といったそれぞれの基金を廃止してしまうわけではなくて、あくまでも運用上、1つの口座にまとめようというものでございます。

一括運用のメリットといたしまして、長期運用、大口の運用、それから効率的な運用ができます。またあわせて収益の向上を図ることができます。さらにもう1つ、事務の軽減を図ることができるというふうに考えております。

ただ、先ほど言いました8つの基金ですが、そのうちの土地開発基金だけは可児市基金条例の中で債券の運用ができないというように定められておりますので、この土地開発基金だけは一括運用に入れずに、これまでのとおり個別運用をしてまいります。

それから、その具体的な運用方法でございますが、まず7つの基金を可児市基金という形で1つの口座にまとめます。ですので、金融機関とか証券会社ごとに口座は1つになるという考え方です。運用の柱は定期預金と債券ですが、まず定期預金につきましては、基金の流動性を図るためということで、積み立てとか取り崩しなどの計画、それから金融機関からの借入金等の相殺状況などを考慮しまして、大口にしたり小口にしたり、それから1年ぐらいの長期にしたり、1カ月、3カ月といった短期にしたりというような形で、バランスよく運用をしてまいります。

それから債券につきましては、収益の確保が目的になりますので、10年とか20年債といった長期債を中心に購入してまいります。現在、債券は基金全体の中で大体30%ぐらいの割合になっておりますが、これを順次ふやして、50%程度までふやしていきたいというように考えております。

それから、運用収益、利息ですが、これは可児市基金という1つの口座にまとめて入ってまいりますので、これを年に2回、9月末と3月末の基金の現在高の状況に応じて案分をしまして、各基金に割り振るといった配分をいたします。これによって、年度末にそれぞれの基金の残高が確定するというような形になります。

次に、運用利回りについてですが、平成27年度の予算に計上してある基金の利息の額、8つの基金合計で2,831万円になります。これを基金の総額で割りますと、利回りは約0.24%ということになります。参考までに、平成26年度の利回り、見込みですけれども0.19%、平成25年度の利回りは約0.11%でございました。以上でございます。

委員（山田喜弘君） 今、1年間の運用利回りについて御説明いただきましたが、例えば運用計画みたいなものというのは、何に基づいて計画を、何か指針とかがあってあるんでしょうか。

会計管理者（平田 稔君） 可児市の資金運用方針、それから債券運用基準などを策定しております。これに基づいて運用を進めております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

委員（小川富貴君） 債券ということをおっしゃったんですけど、その中に社債、外債は入っているんですか。あったら、比率を教えてください。

会計管理者（平田 稔君） 公金の運用の基本として、まず安全性を第一とするということをして上げております。ですので、今購入している債券につきましては、国債と地方債と政府保証債という、元本の償還と利息が確実にいただける債券だけに限っております。いわゆる社債などは購入しておりません。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（野呂和久君） 42ページです。財政管理経費、新地方公会計の整備にどのような効果が得られるのか。また、整備の完成は何年ごろを予定しているのか。

財政課長（酒向博英君） それでは、まず1点目の効果の部分についてお答えいたします。

国や地方自治体の公会計制度は、現金の収入の管理を重視した単式簿記、現金主義会計が採用されておりますが、予算がどのように使われたかを明確に表示できる反面、過去から積み上げてきた資産や債務などのストック情報が把握できない点や、減価償却や引当金などの概念がないため、財政状況の情報が不足するという課題がございました。こうした現行の会計制度を補う形で地方公会計制度が導入されまして、本市も総務省改訂モデルにより、決算に基づく関係諸表を作成し、毎年議会にも提出してきたところでございます。

しかし、この会計基準が統一されていないため、各自治体の会計モデルがばらばらで、現状では全国的な比較等が困難な状況となっております。このため、国が地方公会計の統一的な基準を示し、全ての地方公共団体がこの基準に基づく財政書類を作成することになったものでございます。

この新地方公会計の整備によりまして、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで、中・長期的な財政運営への活用が期待されること。それから住民や議会に対し、さらに財務情報をわかりやすく開示することにより、説明責任をきちんと履行する、こういった効果が上げられております。

次に2点目の、整備の完成は何年ごろですかという御質問でございますが、総務省からは来年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方自治体に統一的な基準により財務書類を作成するよう要請がなされております。先月、2月でございますが、この統一基準を示したマニュアルが各自治体に配付されたばかりでございますが、本市としましてもおくれることのないよう対応してまいります。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移りますが、15、16の質疑につきましては一括で進めていきますの

で、よろしく申し上げます。

委員（酒井正司君） 43ページ、財産管理一般経費です。

帷子公民館旧館解体工事の解体工事期間は。また、跡地利用の計画はです。

委員（伊藤健二君） 同じ場所で、改修工事計画の概要はということで、つけ加えた内容となっています。同じです。

管財検査課長（佐合清吾君） それでは、お答えいたします。

帷子公民館旧館解体工事につきましては、6月ごろの発注を予定しておりまして、工期につきましては3カ月ほどを予定しております。

工事の内容といたしましては、建物の取り壊しと、その後の整地を行う予定でございます。

跡地利用につきましては、まだ決定しておりませんが、今後、庁内で利活用を調査するとともに、利用部署がなければ、売却についても検討してまいります。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（山根一男君） 同じく43ページのもう少し下のところで、庁舎管理経費、庁舎管理・庁舎受け付け・電話交換及び夜間警備業務委託料で128万円。その他庁舎管理業務委託料で449万円、前年よりも委託料がふえているが、いかなる要因か。また、委託先を変えるなどの選択肢はないものかということです。お願いします。

管財検査課長（佐合清吾君） 庁舎管理・庁舎受付・電話交換及び夜間警備業務委託につきましては、平成26年度までの3年間の長期契約を締結しておりまして、平成26年度におきましては委託料が確定しておりました。平成27年度は契約の更新年度でございますので、設計金額を予算計上しているためでございます。

その他の庁舎管理業務委託につきましては、先日の予算決算委員会で御説明いたしましたように、議員、幹部職員出退表示システム及び庁舎、総合会館会議室予約システムの改修委託に490万円ほどを計上いたしましたことによる増加が主な要因になっております。委託先につきましては、入札により決定をいたします。以上でございます。

委員（山根一男君） そうしますと、更新した後は、何年間かは同じ金額が続くわけでしょうか。

管財検査課長（佐合清吾君） 平成27年度も3年の長期契約を予定しておりますので、平成27年度に契約が完了すれば、その1年ごとということになりますので、額については同じ額が3年間は計上されるということですが、途中で何か業務内容が変更になれば変わる可能性もございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（山田喜弘君） 契約管理経費について、可児市公正入札調査委員会設置要綱第2条第

2号に、公正な入札事務に資するための入札制度改善に係る提言について行うとあるが、平成27年度に求める提言は何かありますか。

管財検査課長（佐合清吾君） 公正入札調査委員会につきましては、工事等に係る入札について談合に関する情報提供があった場合や、公正な入札執行を妨げるおそれがある場合に調査及び審議を行います。調査及び審議が必要になる案件が発生した場合で、入札制度の改善や対策が必要な場合に提言を求めています。よって、年度ごとの提言ということはありません。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（野呂和久君） 同じ43ページです。

公用車管理経費、リース車両を5台減車したとの説明であったが、今後リースから購入に移行させていく予定ですか。

管財検査課長（佐合清吾君） 公用車買いかえにつきましては、普通車におきましては、購入から10年経過、走行距離につきましては10万キロを目安に、車両の劣化状況等を確認しながら行っております。

リースと購入を比較いたしますと、9年目ぐらいをめどに購入したほうが安価になるという試算はしております。現在、公用車につきましては、日常点検、車検、劣化状況の確認を的確に実施し、安全で良好な状態を維持しながら10年以上の長期使用を図っております。購入したほうがメリットがあるというふうに判断しております。今後も、財政状況や燃費、環境面についてもよく検討しながら、公用車の買いかえを行ってまいります。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（山田喜弘君） 企画一般経費、先進自治体行政視察等旅費について、どんな視察を予定しているのか。また、どのような成果を求めるのか。

総合政策課長（牛江 宏君） 先進自治体行政視察につきましては、来年度策定予定しております総合計画後期計画の関連で検討しておるところでございます。計画内容では、斬新的な考え方で取り組んでおられたり、策定過程において独創性を持って取り組んでおられる都市があれば、そういうところを視察させていただきまして、策定段階でそういうようなことを参考にしながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（野呂和久君） 同じ44ページです。行政改革事務経費です。

ふるさと納税で、ふるさとの自然、環境応援など寄附指定の項目が設定されていますが、

地域課題財源確保のため、今後の項目として、例えば外国籍の子供の学校支援など、ふやしていく必要があると思いますが、その点について質問いたします。

財政課長（酒向博英君） ふるさと応援寄附金の使い道につきましては、現在10の項目を設定し、御寄附していただく方に申し込みの際に選んでいただいております。

議員から御指摘のように寄附金の使い道の設定に際しましては、応援していただきたい市の施策や重点事業を取り上げていくことは有効なことと認識をしております。ちなみに、今年度からは支え合い応援として、「K - m o n e y」事業を新たに加えております。今後も、特に応援していただきたい項目や広く市のPRにつながる項目など、毎年度必要な見直しをしていきたいというふうに考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移りますが、22、23、24につきましては、一括でお願いいたします。委員（富田牧子君） 45ページの住基・財務システム整備経費のところですが、社会保障・税番号制度システムは住民基本台帳のシステムに比べてプライバシー侵害の危険性が格段に強いと言われていたと思いますが、どうでしょうか。

また、具体的なメリットは、これを行うことによって何かあるのでしょうか。

そして、当初の利用範囲は、先ほどちょっと言いました3分野ですけれど、これ3年後をめどに民間を含めて利用を拡大されるというふうな話も聞いておりますけれど、どうでしょうか。莫大なお金をかける費用対効果をどう考えるのか、お聞きをいたします。

委員（澤野 伸君） 同じところで、平成28年1月から始まるマイナンバー制度への準備は万全かということをお願いします。

委員（山根一男君） 同じところですが、基幹情報システム等保守委託料3,839万1,000円は前年度ではない項目だが、どのような経費なのか。

また、電算システム機器等借上料2,193万3,000円は、対前年で647万3,000円（141%）にふえています。どのような要因でしょうか。

総務課長（杉山 修君） お答えします。

まず富田委員からの御質問についてですが、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、社会保障給付や税の賦課徴収に活用されることから、個人番号が漏えい、または悪用された場合の影響は、一般的には住民基本台帳システムより大きいものと考えております。このため、強力な識別機能を有する個人番号を導入するためには、これに対応した個人情報保護の強化が必要であるという観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律やそれに基づくガイドライン等において、個人番号を利用できる事務の制限、先ほどの3分野とか、提供、収集できる場合の限定、罰則の強化、国の第三者機関である特定個人情報保護委員会による監視、特定個人情報、これは定義としては個人番号を含む個人情報ということになりますが、このファイルのアクセス制限など、制度とシステムの両面から個人番号に関する保護対策が講じられることとされておまして、可児市

としましても、これら行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護条例の改正等により個人情報の適正な取り扱いの確保を図ってまいります。

マイナンバー制度の具体的なメリットとしましては、社会保障給付の申請・届け出の際の納税証明書、住民票等の添付の省略による住民の負担軽減や、行政側での正確な給付判定及び確認作業に要する手間・コストの軽減、あるいは確実な本人確認により、いわゆる名寄せが可能になることによる消えた年金問題や所得の申告漏れの解消等が上げられております。

なお、当初の利用範囲は、先ほどの社会保障、税、防災の3分野ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の附則には、おっしゃられるとおり施行後3年をめぐりに利用範囲の拡大を検討するというふうに規定されておりました。報道によりますと、例えば医療・介護情報の管理・連携による投薬の重複防止や、預金口座への付番による脱税防止等が候補となっておりまして、特にこの2つにつきましては、法案が閣議決定されて、平成30年からの導入を目指すというような報道もきょう目にしましたけれども、今のところは自治体や民間の意見を踏まえて、費用対効果や課題を検討していくことにされておりますので、可児市としましても、その行方を注視していきたいと考えております。

続きまして、澤野委員の御質問にお答えします。

マイナンバー制度による個人番号カードの交付・利用が、平成28年1月から開始されることから、平成27年12月末までには既存の住民記録、税・社会保障関連のシステムに個人番号を組み込む改修を完成させる必要がございます。このため、システム改修予算としては、平成27年度までで対応完了となる見込みでございます。

ただし、平成29年1月から国と、平成29年7月から他自治体との個人番号を使った情報連携を開始するということから、平成28年度におきましてはその運用テストに係る経費が発生すると思われることと、平成27年度以降は、マイナンバーシステムの保守経費も必要となっております。

なお、予算にかかわる事柄ではございませんが、個人番号の付番通知が開始される平成27年10月までには、可児市個人情報保護条例の改正による特定個人情報の適正な取扱確保等の条例整備が必要とされておりますので、その際は御審議をよろしくお願いいたします。

それと、マイナンバーの利用範囲は原則として3分野で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表に列記されている事務に限られているわけなんですけれども、それらに類する事務、または個人番号カードの空き領域につきましては、条例に定めることでマイナンバーの市の事務での独自利用が可能でありまして、その場合は条例での御審議をお願いするほか、別途システム構築費が必要になってくると考えております。

続きまして、山根委員の管理経費についての御質問にお答えいたします。

平成27年度における基幹情報システム等保守委託料という名称は、平成26年10月の基幹情報システムの導入に伴いまして、平成26年度における電算システム保守委託料という名称が

ら言いかえたものでありまして、システムの管理経費という内容に変わりはありません。

また、電算システム機器等借上料の内訳は、情報端末や認証機器等の住民情報システム機器の賃借料と、もう1つが基幹情報システムのサーバー使用料でありまして、またこのサーバー使用料の内訳というのが、サーバーの賃借料とサーバーを設置してあるデータセンターの使用料なんですけど、このうちデータセンターの使用料については、基幹情報システム導入をした平成26年10月以降に発生したものであって、さらに同時期から情報端末用のセキュリティー認証サーバーも賃借しましたので、平成27年度はデータセンター使用料とセキュリティー認証サーバー賃借料が前年度の倍となっている、これが電算システム機器等借上料が増加した主な要因でございます。以上でございます。

委員（富田牧子君） 基本的なことを聞くために書くのを忘れまして。

私たちは、前に住民基本台帳カードというのをもらっておるわけですね。それには番号がついていたと。ほとんど机の引き出しに入れたまま何も活用していませんが、その番号と今度のマイナンバー、そこはどうなるのか。前のは廃棄をしていいのかどうなのか。

それともう1つ、その番号に関してですけど、携帯を求められるのかどうなのかということもまず聞きます。

総務課長（杉山 修君） 今現在、つかんでいる情報の中では、住民基本台帳カードは個人番号カードに取ってかわられるわけですがけれども、個人番号カードというのは取得するかしないかは個人の申請によるということになりますので、付番はされますけれども、個人番号カードを取るということは御本人の申請によります。ですから、住民基本台帳カードは、個人番号カードを取得されるまでは使えるというふうに聞いております。

あと、その携帯を求められるかどうかということについては、これは今お話ししたように取得自体が任意ということになりますので、それについてもお持ちいただく方の御意思によるということになるかと思えます。

委員（富田牧子君） じゃあ、欲しくなかったらもらわなくてもいいわけですね。でも、付番はされているということで、1つ、持たなくてもいいとさっきおっしゃったけど、例えば新たに就職する場合に、いろんな情報がそれによって出るから、それを見せてくださいとか、そういうことがこれから起こってくるんじゃないかという話がやっぱり出ているわけですよ。だから、とらなくてもいいということで本当に済むのか、そこら辺はもっときちっとやっていただかないと私はいけないなというふうですが、どうですか、そういう話は。

総務課長（杉山 修君） 先ほど申し上げましたように非常に強力な識別機能があるということで、行政としましては、せっかく導入するんでなるべく活用していただきたいということがあります。ただ、一方では個人情報保護をなさないといけないということもございまして、ということで個人の意思によるということになっておりますから、必ず求められるということは、行政においてもそれはないというふうに考えております。

委員（富田牧子君） じゃあ、それは求められても拒否できるというものですよね。どうですかね。

総務課長（杉山 修君） あくまで個人番号によって、提示を求められて、それで例えば社会保障給付におきまして添付書類を省略できるとか、そういうことになってまいりますので、省略ができなくなるという不便はございますけれども、それでもよろしいということでしたら、それは本人の判断ということになるかと思えます。

委員（富田牧子君） それから、先ほど3分野じゃなくて、類する事務も自治体では名寄せでできるというふうにおっしゃいましたが、類する事務というのは、具体的には何を言うのか、ちょっと教えてください。

総務課長（杉山 修君） 例えば、この近隣の自治体で行われておりますのは、福祉医療ですね。これは社会保障に類する事務という判断のもとに条例化をしまして、マイナンバーの対象事務にするという流れになりつつあるという状況でございます。

委員（富田牧子君） それから、いろんなことで個人情報保護条例を改正して、成り済ましとか、また個人情報の漏えいとか、そういうことがないようにするから、皆さんよろしくと言われたような気がするんですけど、本当にそんなことって個人情報保護条例を改正するだけで可能なんですか。

総務課長（杉山 修君） これにつきましては、先ほど申し上げましたように、個人情報保護条例の改正は一つでありまして、マイナンバー制度そのものの中で細かくいろんな対応策が講じられておりますし、ガイドラインも示されておりますので、我々もその個人情報保護条例だけじゃなくて、その他にシステム上、あるいは制度上、細かく対応していくということで、特定個人情報の保護は図られるというふうに考えております。

委員（小川富貴君） 先ほど、徴収する市民ですよ、正確な情報の確認ができるというふうにおっしゃったわけです。個人を正確に把握した上で支払いが発生するのが、この人らは医療費に幾ら、社会保障に幾ら払ってもらわなきゃいけないというための、個人の正確な情報を今よりどの程度、正確に知られるのでしょうか。どういうところにおいて。簡単に言ったら銀行口座というところがあるんですけども、そのほかに、例えば今市が持っているのは証券等々、どの程度まで把握されるのでしょうか。どの程度スケルトンになるのかということをお尋ねするわけです。

総務課長（杉山 修君） 今お話しいただいた銀行口座というのは、当然まだ対象にされておきませんので、これについては、今はそこまで波及させる法案が閣議決定されたという段階ですので、まだです。

例えば社会保障給付においてどこまでということは、ちょっと今私のほうで実務上、どうなるかというところまでしっかりと把握しておりませんので、それにつきましては、この番号の付番、あるいは個人番号カードの交付、利用の開始までの中でしっかり詰めていきたいなというふうに考えております。

委員（伊藤健二君） 関連で1点だけ。

先ほど、類する事務では福祉医療の云々というような話がございまして、それから補正その他でも、国民健康保険の関係でこのマイナンバーの対応がもう既にやっていく、連携させ

ていくという話が出ていますが、お尋ねしたいのは、この11桁の住民基本台帳ナンバーがマイナンバーに取ってかわられて、多分11桁だろうと思うけど、結論としては、国民健康保険だとかそういうほかの応用する場合には、この番号を最初に振るのは可児市ですよ。可児市が可児市の住民に番号をつける。そいつを国民健康保険に応用するというのは、国民健康保険の側の該当する機関がこの番号を取りに来るんですか。どういう関係になるんですか、応用するというのは、同じ番号で情報がリンクできるようにしてしまうということの理解でいいわけですか。

総務課長（杉山 修君） そういう形で御理解いただければ結構です。

委員（伊藤健二君） そうしますと、国民健康保険のレセプトは、名前、住所は保険証に載っているのですが、保険証番号と名前と性別と年齢、基礎的な4情報はみんな入っちゃうんですよ。入っていないのはこのデータ番号だけ、マイナンバーが入っていない。これをリンク、ひっかけるふうにして取り出せば全部行くということで、我々可児市が持っている情報のデータベースのところへ国民健康保険の関係が情報を取りに来るということになるんですか。それとも、この番号でやっているよということだけで、それをそのまま暗号化して渡してしまうということなんですか。言っている意味がわからないですか。

総務課長（杉山 修君） 実務的にどうかということまでは、ちょっと今言葉としては出てきませんが、システムとしましては、ほかの機関ともその番号を使って情報を連携して、いろんな間違いであるとか、あるいは添付書類をなくしていくという制度ですので、情報は共有するという事は間違いはないということでございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この質疑は以上で終わります。

前の時計で45分まで休憩といたしますので、よろしく申し上げます。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時43分

委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、質疑をお願いいたします。

委員（山根一男君） それでは、資料、同じく3の47ページ、下段のほうになりますけれども、公共交通運営事業です。

コミュニティーバス運行補助金は前年対比で24.1%、約1,500万円の増となっておりますが、その内訳はいかがでしょうか。

また、新たにバス借上料961万2,000円が発生していますが、その詳細につきまして教えてください。

総合政策課長（牛江 宏君） まずコミュニティーバスの運行補助金の増の内訳でございますが、コミュニティーバスの補助金のうち、さつきバスの増額分で約780万円、電話で予約

バスで約720万円の合計1,500万円でございます。

まず、さつきバスの増額要因でございますが、これは減額要因もございますので双方によりますが、まず国庫補助金がなくなったことによるものが約950万円、運行事業者からの要請により、運行単価の増加によるものが約780万円です。

一方、減額要因としましては、昨年の予算編成当時は車両を東濃鉄道（株）に御用意いただき、その代金を分割して補助金として支出予定していたものが、実際にはリース会社からのリースとなりまして借上料となったことによるものが約520万円、タイヤの一部改正で距離が短くなったことによるものが約270万円、その他運賃収入の増加などによるものが約160万円で、差し引き780万円の増額となっております。

また、電話で予約バスは、増加要因だけでございますが、国庫補助金がなくなったことによる影響が約560万円、利用者の増加が見込まれることによるものが約160万円です。

なお、国庫補助金から外れることで、県の補助対象となりまして、収入が350万円ふえておりますけれども、県の補助金は事業者に行くものではなく市の収入となりますので、事業者への補助金として相殺されることはございません。

もう1つ、コミュニティーバスの借上料の内訳でございますが、さつきバスにつきましては古い車両で、14年が過ぎておりまして、故障も大変多かったことから、更新を検討しておりました。先ほどお話ししましたように、昨年度の当初予算では東濃鉄道（株）で車両を御用意いただくことで進めておりましたが、幾つかの課題もありましたので、結果として、快適で安全な車両を長期間維持するためにはリースが望ましいとして、その形とさせていただきます。来年度の予算では、現在リース契約しております車両2台分の12カ月分と、来年度更新予定車両2台分のリース6カ月分を計上したものでございます。なお、6カ月としましたのは、契約を車両納入までの期間を、今年度の例に倣って想定したものでございます。以上でございます。

委員（山根一男君） 総額で、電話で予約バスとさつきバスのあれを教えてくださいませんか。

それと、国庫補助金がなくなった理由というか、今後ももうないということなんでしょうか。

総合政策課長（牛江 宏君） 済みません、前段の御質問をもう一度お願いします。

委員（山根一男君） さつきバスと電話で予約バスの総額をそれぞれの合計金額で教えてくださいませんか。

総合政策課長（牛江 宏君） さつきバスの増額分が約780万円ですね。

委員（山根一男君） 増額分じゃなくて、総額。

総合政策課長（牛江 宏君） 済みません。その額、ちょっと資料を持ってきて、また後ほど御連絡させていただきますので、もう1つのほうの質問を答えさせていただきます。

国庫補助金の補助対象でなくなったことでございますが、これにつきましては、国のほうにも再確認をしておりますが、先回の説明のときにお話ししました路線バスの緑ヶ丘線が、国の計算上黒字路線となったということから、補助金としてうちのコミュニティーバスのさ

つきバスと電話で予約バスの補助金対象から外れたというものでございます。これにつきましては、その緑ヶ丘線が今後計算上赤字計算ということになりましても、国庫補助金としての復活はないということを確認しておりますので、今後も国庫補助金としてもらえるということはないと聞いております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移りますが、26、27をあわせて一括でお願いいたします。

委員（伊藤健二君） 26番です。資料3番の48ページ、生活安全推進事業です。

防犯灯の設置補助金ですが、市としての援助方針は、年度途中の自治会申請のものに対しても対応していただけるのでしょうか。

委員（山根一男君） 同じく48ページで生活安全推進事業、防犯灯設置補助金2,798万5,000円は対前年比で230%となっていますが、どのような経緯か。また、これで地域要望にどの程度応えられるのでしょうか。

防災安全課長（杉山徳明君） まず補助金の方針のほうから御説明をさせていただきます。

平成27年4月1日から要綱改正を予定しております。内容といたしましては、新規や既存防犯灯の故障に伴う改修が、本年度までいろいろな形で要望になかなか応え切っていないということで、申請の開始時期をこちら側だけ4月から開始をします。経済的な効果を期待したLED化につきましては、申請の受け付けを7月から開始するという形によりまして、自治会あるいは地域で必要な部分について早目に対応するという考え方で進めたいと思っています。

また、年度中の申請回数の制限は設ける予定はございませんが、LED化の補助額については既存と同じでございますけれども、上限を1自治会年間100万円というふうに考えて進めてまいりたいと思います。これによりまして、必要に応じて自治会のほうで設置を予定されているところについては、早急に対応ができるものと考えております。また、経済的なところについても同様に対応できると考えています。

あわせて、対前年比230%になった経緯でございますけれども、昨年、全自治会を対象に需要量調査をさせていただきました。毎年1度やっておりますけれども、再度きちっと調べたいということで、2回やらせていただきまして、要望のあった全自治会の基数を対応するべく予算を確保したことによりまして、大幅な増額となったものでございます。以上でございます。

委員（山根一男君） おおむね何基ぐらいの積み上げですか。

防災安全課長（杉山徳明君） 平成27年度新規として御要望いただいておりますのが約190基、LED化ということで御要望いただいておりますのが1,000基です。合計で1,200基ほどになります。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（山根一男君） 同じく48ページで、その下ですね。自衛官募集経費。予算額13万9,000円は、対前年3万6,000円増となっているが、例年と違うことを何かするのでしょうか。

防災安全課長（杉山徳明君） この金額は、国庫委託金の増額によるものでございますけれども、予定しております事業につきましては、例年と同様というふうに考えております。適齢期への方へのダイレクトメールが主となります。また、場合によって自衛隊の広報のPR看板などを設置することも考えていく必要があるかなと思っています。

委託金の増額は、予算説明でもお話ししましたように、平成26年度の実績によるものでございます。以上でございます。

総合政策課長（牛江 宏君） 先ほどの山根委員の質問で、来年度のさつきバスと電話で予約バスの補助金の内訳数でございます。

さつきバスのほうの補助金としては約4,940万円、電話で予約バスが約2,780万円でございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 29番、50ページと51ページ、市民税賦課経費、徴収関連経費です。

賦課経費の臨時職員賃金13名の職務内容と契約期間について、お示してください。

電算事務委託と課税事務委託が一本化できない理由を説明してください。

51ページには、臨時職員賃金188万2,000円とありますが、それとの区別はいかがでしょうか。書き方の問題なのか、合計をしますと諸税賦課経費に臨時職員賃金計1,089万9,000円となるわけでありますが、これを諸税賦課徴収委託料として、例えば外注化するというような考え方はあるのでしょうか。この辺の全体関係について、御説明をお願いします。

税務課長（大澤勇雄君） 賦課経費13名の内訳は、通年の市民税の事務補助として1名と、1月に提出される給与支払報告書整理として、1月の上旬から3月までの午前9時から午後4時30分までの6時間30分を雇用する者が12名です。

電算事務委託と課税事務委託が一本化できない理由としては、電算事務委託が市町村行政情報センターに委託するものが主であり、課税事務委託は、4月の市民税課税期に10名の労働者派遣を受けて課税資料の合算を行う人の派遣を請け負っており、これが270万円ほどになります。

労働者派遣では、年末調整を行える程度の事務知識を要し、当初賦課において合算処理、世帯チェック、特別徴収と普通徴収との切りかえ、所得チェック等を行っていただき、その後、再度職員がチェックすることとしております。4月当初からの難度の高い業務に当たってもらうため、債務負担行為により前年中に契約を行い、派遣業者において能力の高い人材を派遣していただいております。給与支払報告書の整理の臨時職員は短期雇用の一般事務であり、上記の事務の処理を要求するレベルでないため、一本化はできません。

また、課税事務委託の残額は特別徴収のしおりの印刷を含むブックリングなどを一体として委託するものとなっております。

税務課では、市民税においては課税期の外部委託は実施済みであり、直接雇用している給与支払報告書の整理においては、新情報基幹システムが平成26年10月に稼働しており、この1年間は移行期として、必要な工数と人材の派遣に過不足がないかを見きわめております。

税の課税事務は一時に大量の事務処理が必要となるものがあり、限られた職員が行うべきものと、臨時職員を配置するか外部委託するかは、新情報システムの運用方法も含めて今後とも考えたいと思っております。

なお、51ページの徴収関連経費については、収納課が所管しておりますので、収納課からお答えさせていただきます。

収納課長（田上元一君） 私のほうからは、51ページ、徴収関連経費の臨時職員賃金について、お答えをいたします。

収納課におきましては、1年契約で午前8時半から午後5時までの勤務の期間業務職員1名を雇用いたしております。市税の滞納処分など公権力の行使を伴う業務については、徴税吏員証を持った職員が対応しておりまして、臨時職員には主に口座振替依頼書のデータ入力や整理、督促状や催告書などの仕分け整理、他の行政機関からの照会文書への回答、簡易な窓口対応など、収納課における庶務的な業務全般について担っていただいております。臨時職員の働きによりまして、特に徴税吏員が徴収事務に傾注できる体制が整っていると認識しておりまして、当面は外注の予定はなく、期間業務職員での対応を予定いたしております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（酒井正司君） 同じく51ページ、徴収関連経費でございます。

クレジット収納開始に期待する効果と、目標値を設定されていれば、お聞かせください。

収納課長（田上元一君） 可児市における市税の納付につきましては、現在、金融機関の窓口でお支払いいただく方法、お手持ちの金融機関の預金口座から自動振替で納付をいただく方法、そしてコンビニエンスストアの店頭でお支払いいただく方法の3つがございます。

クレジット収納につきましては、パソコンや携帯電話からインターネットを通じてお手持ちのクレジットカードを御利用いただく決済方法により、市税を納付いただく方法でございますが、クレジットカードは全国平均で1人平均3.3枚所有しているとされておりまして、日常生活ではもはや珍しいものではなくなってきております。そして、民間サービスを利用する場面だけではなくて、電気やガス、電話料金などの公共的な民間サービスの支払いをクレジットカード利用で決済される方も拡大していることや、クレジットカードによる市税の納付の問い合わせも少しずつふえているということから、クレジットカード収納が口座振替やコンビニ払いとともに利用者ニーズにかなっていると判断をいたしまして、平成27年度よ

り新たに導入することとしたものでございます。

クレジット収納の導入により期待される効果といたしましては、納税者のメリットと自治体としてのメリットに整理できるのではないかとこのように考えております。

まず納税者のメリットの1点目といたしましては、利便性の高さが上げられると思います。クレジットカードは、現金を持ち歩く必要がなく、カードとインターネット環境があればいつでもどこでも簡単な手続で支払いが済むため、手間がかからず便利であること、また引き落とし日が家計の他の支払いと一緒になるということで、家計管理にかかる手間も少なくなるということがございます。2点目といたしましては、多様な支払い方法が選択できるということがございます。カード会社の提供しております一括払い、ボーナス払い、分割払い、リボルビング払いなどのサービスを選択することで、利用者が家計に応じて支払い日の繰り延べを選択できることは、利用者の立場に立ったサービスになるものというふうに考えております。3点目といたしましては、付加サービスの利用があります。カード会社のサービスやポイント、マイレージなどを活用することができ、利用者にとっての副次的な効果があると言えます。

次に、自治体としてのメリットでございますけれども、1点目といたしましては、利用者である市民の皆様の利便性向上に寄与することができるということでございます。2点目といたしましては、カード会社の立てかえ払い方式であることから、確実に納期内納付が行われるということ。3点目としては、納期内納付が担保されることにより、滞納対策などの徴収事務コストが軽減されることなどが上げられます。

以上がクレジット収納の効果であるというふうに考えております。

次に、クレジット収納の導入による目標値ということでございますが、これにつきましては、目標値というよりは予測値ということになるわけでございますけれども、平成25年度課税分の市税納付状況を見ますと、納付書ベースで口座振替が約44%、窓口払いが約34%、コンビニ払いが約22%となっております。将来的にはクレジット収納の割合が10%程度になるのではないかとこのように予測をいたしております。

そして、クレジット収納による確実な納期内納付が収納率の押し上げにつながること。これについては、具体的な目標値を上げるのは難しいわけですが、そうしたことを予測いたしまして、また期待をいたしております。

いずれにいたしましても、新たな制度を導入するというところでありますので、何よりもまず市民の皆様にはしっかりと周知をしていくことが必要であるというふうに考えております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（山根一男君） 同じく徴収関連経費ですけれども、督促状発送等通信運搬費350万円は対前年で約69万円ほど減っており、口座振替・コンビニ収納代行等手数料655万2,000円は

52万円ほどふえているが、内訳はどうなっているのか。これは、別に督促が減って収納の手数料が上がっているということは、収納率がこれによって上がっているのかというようなふうに聞くことなんですけど、いかがでしょうか。

収納課長（田上元一君） まず通信運搬経費でございますけれども、具体的な項目といたしましては、督促状、口座振替の不納再振替通知書、それから催告書、差し押さえ予告書や差し押さえに係る各通知書、財産調査に係る調査依頼書などで、これらの書類を送付する際の郵送料でございます。

収納課におきましては、市税の納税機会の拡大を図るとともに、現年度課税分からの早期の催告や滞納処分の実施により、納期内納付、並びに現年度内納付に重点的に取り組んでおります。また、滞納繰越分におきましても、納税者の資力を十分に見きわめた上で、滞納処分や納税の緩和措置、執行停止や不納欠損を法律に基づいて行っておるところでございます。その結果といたしまして、現年度課税分、滞納繰越分ともに収納額、収納率が増加しておりますのが決算通知にもあらわれているところでございます。

そうした状況を受けまして、各種文書の発送件数につきましても漸減の傾向にございまして、実数で申し上げますと、督促状では平成23年度2万9,800通、平成24年度、これは若干ふえておりますが2万9,884通、平成25年度には2万8,234通となっており、また催告書では、平成23年度1万455通、平成24年度9,255通、平成25年度8,959通と、少しずつ減少してきております。こうしたことから、平成27年度予算におきましても、このような状況を反映した予算要求としたものでございます。

次に手数料でございますが、具体的な項目といたしましては、口座振替の手数料、それからコンビニ収納代行の手数料、特別徴収の振替手数料、ゆうちょ銀行の振替手数料、インターネット公売の事務手数料、コピーの手数料などがございます。このうち、増加分といたしましては、コンビニ収納代行件数が、平成26年度で6万件で382万3,200円であったところを平成27年度においては9,000件増の6万9,000件と予測をいたしまして、435万4,564円と予算要求いたしまして、他の項目と合わせて52万円ほどの増加となったものでございます。

コンビニ払いにつきましては、全国の店舗で24時間365日支払いが可能であることから、特に滞納市税の再発行の納付書でありますとか、分割納付での納付書の利用が今後とも増加することが予測されることから、増額要求したものでございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） ページを飛びまして62ページ、財政課、保育園人件費、電源立地地域対策交付金充当に関する要綱を問わせていただきます。

財政課長（酒向博英君） 電源立地地域対策交付金は、発電用施設周辺地域整備法に基づく電源立地地域対策交付金規則及び岐阜県電源立地地域対策交付金交付要綱によりまして、関係自治体に交付されるものでございます。この規則及び要綱において、地域における福祉サ

ービスを提供する事業として、この中に保育園の運営事業が交付対象事業となっております。この規定に基づきまして、市立保育園の人員費にこの交付金を充当するものでございます。以上です。

委員（小川富貴君） 瑞浪市ほか近隣市町の動向を見ながら、この補助金の受け取りについて検討していくというような執行部の見解が以前示されていますけれど、平成27年度予算については検討はされましたでしょうか。

財政課長（酒向博英君） 確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

今おっしゃられました瑞浪市の動向というのは、施設に対する動向ということか、それとも交付金の使い道に関する動向か、どちらでございませうでしょうか。

委員（小川富貴君） ごめんなさい、言い方が非常に曖昧で。

瑞浪市ほか近隣市の動向というのは、要するに補助金を受け取るか受け取らないかについての近隣市の動向という意味でございませう。

財政課長（酒向博英君） 確認はしておりませんが、この補助金を受け取らない自治体はないというふうを考えております。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

続きまして、33、34をあわせてお願いいたします。

委員（富田牧子君） 71ページの農業振興一般経費のところ、新事業として農業振興地域整備計画がありますけれど、この目的と内容についてお尋ねします。

委員（伊藤健二君） 同じく500万円もの委託料で、どのような農業振興地域整備計画を策定しようというのでしょうか。優良農用地域が転用され、5年後には分譲宅地化する時代に、可児市の農業の全体像とこの整備計画の目的が見えにくい状態です。農地の転用を図って、商業、産業推進地域に置きかえる方向、縮小整備ではないのでしょうか。お尋ねをします。

産業振興課長（山口和己君） 一部一般質問での答弁と重なりますが、当計画は法律によって策定が義務づけられております。農業振興地域の整備に関する法律、一般的には農振法とっておるんですが、第8条第1項におきまして、都道府県知事の指定した1つの農業振興地域の区域の全部または一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について、農業振興地域整備計画を定めなければならないとしております。また、同条第2項におきまして、定める事項を規定いたしております。具体的には、農用地区内及びその区域内にある土地の農業上の用途区分、農業政策の基盤の整備及び開発に関する事項、農用地等の保全に関する事項、農業の近代化のための施設整備、農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項など6項目にわたって書いてございます。いわば、市の農業振興計画の基礎となる計画でございます。

当計画は、昭和46年度に策定されまして、平成8年度に大幅な変更を行い、それ以降は農業振興地域などに変更があるたびに一部変更を行ってまいりました。このたび、情勢の変化

に対応した適切な計画として確保するため、現在の計画書と今年度実施いたしました基礎調査を踏まえまして、国の制度や方向性を熟知した専門の業者による競争入札により、今後の市の農地振興の指針となる整備計画を策定するというものでございます。

伊藤健二委員の御心配の縮小整備ではないかという御指摘につきましては、むしろ逆に、こういった方向と拮抗する形の計画になろうかと思えます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

副委員長（板津博之君） ページ数は同じ71ページで、有害鳥獣対策事業です。

予算説明の際に、イノシシの捕獲数は平成25年度が73頭、平成26年度は97頭とふえており、今後も被害が増加すると見込まれるが、有害鳥獣捕獲業務委託料は前年度対比148万6,000円増で対応できるか。

産業振興課長（山口和己君） 捕獲頭数につきましては、今年度及びこれまでの捕獲実績をもとに算出いたしております。ただ、新年度の気象状況等によりましては、山林内での餌不足などにより人家付近や農地に頻繁に近づいてくることも予想され、捕獲頭数においても、予想を上回る場合も否定はできません。その際には御理解のほど、よろしくお願ひしたいと存じます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（中村 悟君） 75ページの観光交流推進事業の中で、観光グランドデザインの本編の策定となっておりますが、今までの仮称のついたものとの内容の変更はあるのですか。

経済政策課長（村瀬雅也君） （仮称）観光グランドデザインにつきましては、平成24年度に今後の可児市の観光施策の進め方について総合的にまとめたものでございまして、その後、着手可能な事業につきましては、各部局で準備を進めつつあります。

それで、平成27年度以降につきましては、これらを本格的に推進するために、市内各エリアにおける具体的な推進計画の策定を行うものであります。したがって、以前の基本コンセプトであったり、展開の具体的戦略など、その方向性、方針については継続していくものでございます。以上です。

委員（中村 悟君） そういうのを今やられるのは、どの場所でというか、どういうところで検討されていかれるんですか。

経済政策課長（村瀬雅也君） 前の仮称の中で、展開の具体的戦略の中で幾つか項目を設けておりますので、その中でそれぞれエリアごとに考えていくことになろうかと思えますので、例えば市内の東部であったり、西部であったり、中心部であったり、そういったところでエリアごとに考えていくというようなイメージになろうかと思えます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

7番と37番、あわせて一括でお願いしたいと思います。

委員（伊藤健二君） 7番の、ページ数は私の場合は15ページですが、商工振興対策経費です。

住宅新築リフォーム助成制度とはどんな制度設計でしょうか。同一住宅の2回目助成申請は有効か無効なのか、御説明ください。

中古住宅、ただしリフォーム済みということで、これを新たに購入するような場合については、こうした助成制度とはリンクするのでしょうか、お願いします。

委員（小川富貴君） 同じく議案資料75ページ、産業振興課、商工振興対策経費です。

住宅新築リフォームの詳細な助成要綱をお伺いします。これは、事業者もその対象に入るのかということについてもあわせてお尋ねさせてください。

産業振興課長（山口和己君） まず伊藤健二委員の御質問にお答えいたします。

制度設計というか、平成22年度から始まっております住宅リフォーム助成制度、これに新築及び増築工事も対象に加えるという内容のものでございます。

現在の要綱におきましては、この助成を受けるのは1回限りといたしておりましたが、今回の一部改正にあわせまして、1度制度を活用した場合でも、5年を経過すれば2回目以降も申請できるようにいたします。すなわち利用年度の初日を基準に考えますので、本制度がスタートいたしました平成22年度にこのリフォーム助成を受けられた方が、平成27年度に再度そのおうちでリフォームされる場合には利用できるということになります。

中古住宅につきましては、当該事業におきましては、所有者が工事の施主であることが要件となっております。したがって、リフォーム工事の有無にかかわらず、中古住宅の購入につきましては対象となりません。

続きまして、小川委員の御質問ですが、助成要綱につきましては、先ほども申しましたが、従前の住宅リフォーム助成に係る要綱を一部改正いたしまして、新築及び増築を追加し、5年経過後の再度の申請を可とするというものでございまして、全く新しい要綱を用意するものではございません。一部改正ということになります。

次に、事業者も対象となるかとの御質問ですが、事業用店舗等にも適用されるのかという意味でございましたら、これは不可でございます。もともと自身の居住専用に供する居宅が対象ですので、その部分は変わりません。以上でございます。

委員（伊藤健二君） これまでのリフォーム制度に新築と増築を加えるという基本説明があったので、申請人は市民が行って、5年以上の期間があれば2回目も可能だという手法でやるという説明でした。ですから、私は中古住宅リフォーム済みはどうなるかと聞きましたが、リフォーム済みでなければ、中古住宅を買って、その後、リフォームしたいと思うので申請をするということならば出るという理解でよろしいでしょうか。

産業振興課長（山口和己君） はい、そのとおりでございます。

委員（小川富貴君） 住宅新築リフォームって何かおかしい名称かなと。新築を何でリフォームしないかのかなと最初思ったんですけど、これは中黒点ぐらい必要かなというふう

に思うんですけど、それはともかく、今まで10万円が上限だったと思いますが、この改正によって金額が上がったりしていますか。

産業振興課長（山口和己君） 10万円が限度でございます。

それで、今回、新築、増築を加えましたが、それにつきましてもリフォームと同じ上限値は変えませんので、10万円ということになります。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 次の質疑をさせていただきます。

83ページです。駅前子育て等空間創出事業について、お尋ねさせていただきます。

この事業は土地代等も含めて施設建設総額費をおおむねどのくらいの予算規模で考えられているのか、お尋ねします。うち、特定財源の見込み額とその比率はどの程度なのか、お尋ねいたします。

子育て政策室長（肥田光久君） 施設建設の総事業費につきましては、昨年の12月議会で繰り越しをお認めいただきまして、現在進めております基本設計業務、それからその基本設計に基づいて新年度に行います実施設計によって算出をいたすため、現時点で具体的な総事業費というものをお示しすることはできません。

ただ、国庫補助申請上用いている想定の新築単価といたしましては、1平方メートル当たり30万円というのを以て申請の事務を進めておるところでございます。ただ、この単価につきましても、今後進めます設計の内容ですとか、現在、全国的に建築資材ですとか人件費が高騰している状況から、増加する可能性はあるというふうに考えております。

特定財源といたしましては、今申し上げました国庫補助金を1億円程度見込んでおるところでございます。あわせて起債の活用というものを考えておるところでございます。以上でございます。

委員（小川富貴君） おおよそ何平米の建物を予定されていて、それ掛ける30万円だとおおよそ幾らぐらいの料金の幅、最小どのくらいで、最大どのくらいかを教えてください。

子育て政策室長（肥田光久君） 面積等につきましても、今後の設計によるところなんですけれども、国庫補助の申請において使っておる数字で申し上げますと、面積については約5,200平米でございます。そうしますと、先ほど申し上げました1平方メートル当たり30万円で掛け合わせますと、本体工事としましては17億円ほどになるかと思っております。以上です。

委員（小川富貴君） 概算で17億円のうち1億円が特定財源、ほかに特定財源で当たるというものは用意できないということでしょうか。

子育て政策室長（肥田光久君） 補助につきましては、現時点では国庫補助金としては先ほど申し上げたものでございます。ただ、今後も設計にあわせてさまざまな補助制度というのは探っていきたいというふうに考えておりました、使える補助制度があれば使っていきたいというふうに考えております。

委員（伊藤健二君） 1平方メートル当たり、先ほど30万円で見込んでいると。前からそういう説明を聞いていますが、この間の建物の建築コストの高騰は、ついきのう、おとといで読んだ新聞では、復興の公営住宅関係も5,000戸しかできていないけど云々かんぬんと、実情が説明してあった中に書いてあったのは、今はもう50万円だというんですよね。それで、30万円で設定して予算は立てたけど、50万円で実勢価格はなっていくというような状況だとすると、大変差額が大きいですね。

かつての事例でいけば、エアコンの事例もあることだし、その辺を含めて、例えば40万円ぐらいで見込んでいくことならば、まだ我々議会側としても、物価の高騰でやむを得んなど、補正しましょうという話になり得ると思うけど、一般論としては。初めから今の時点で既に50万円が目に見えてくるような状況だとすると、その辺が問題なんだけど、実際どうなんですか。その辺の高騰は踏まえられた状態になっているんですか、予算額としては。

子育て政策室長（肥田光久君） 先ほど申しあげました平方メートル当たり30万円というのは、今おっしゃられた建築資材とか人件費の高騰というのが見込まれたものではございません。くどいようですが、これから進めていく中でどういった資材を用いて、どういう工法を用いてという中で、どのくらいの高騰というのがあるのかというのは見えてくるというふうに考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（酒井正司君） 消防施設整備事業、84ページです。

久々利消防車庫新築工事が予定された理由は、他の車庫建てかえ予定はということです。

防災安全課長（杉山徳明君） 現在、市内には建築年数が30年を超える老朽化した消防車庫が5つございます。その全ての建物が、延べ床面積としては小さくて手狭になっています。そのために、団員全員が集まって打ち合わせをするには、窮屈な不便な状態を強いているという現状にあります。消防団の装備を充実していくということが国からも言われている中で、備品の置き場もないというようなことが現実に支障になっています。そのために、この5つについては、建てかえを順次進めていくこととしております。

久々利の消防車庫が一番が上がってまいりますのは、今現在5つございます消防車庫の中の旧の耐震基準において建てられたものが、昭和56年以前のものですけれども、2つございます。久々利と平牧が対象になります。そのうちの久々利につきましては昭和51年の建築ということでございまして、久々利のほうが、4年ほどですけれども、古い状況があります。それから、平成25年度に用地を取得しておるということもございまして、平成27年度に計画をしたものでございます。

今後の予定といたしましては、建築年の古い順でいきますと、平牧、大森、姫治、東帷子ということになるわけですけれども、建てかえには用地の確保も重要なポイントになると考えておりますので、必ずしもこの順番とは言いがたいとは思いますが、いずれにしま

しても順次建てかえをしていこうというふうに考えております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

副委員長（板津博之君） 85ページ、災害対策経費、A E Dバッテリー・パッドの交換は毎年見込んであるが、平成27年度は、バッテリーとパッドそれぞれ何台を見込んでいるか。

また、現在までの購入実績は何台か。

防災安全課長（杉山徳明君） 平成27年度の交換台数につきましては、バッテリーが19台、パッドが39台ということで計画をしております。

それから、市が管理しておりますA E Dは全部で94台でございます。以上です。

委員（小川富貴君） その94台のうち、夜間とか休日でも、問題があったときにすぐ取り出せるのは何台ありますか。じゃあ、絶対取り出せない、割らなきゃだめ、器物破損になるのは何台ありますか。

防災安全課長（杉山徳明君） A E Dにおきましては、緊急時に使う必要がありますので、器物破損という考え方をするものではないとは思いますが、建物の一部、窓ガラスを割ったりして取り出さなきゃいけないものとそうでないものの個数については、現在持っておりませんので、述べることはできません。以上です。

委員長（伊藤 壽君） 以上でよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤英生君） 95ページ的美濃桃山陶の聖地調査・保存事業でございます。

これは、この部分ということもありますけれども、重点事業説明シートのほうの48ページに記載のところから引っ張ってきましたけれども、陶芸ツーリズムを検討するというので、これを検討する際に、インバウンドを視野に入れていくお考えはあるかどうか、お聞かせください。

経済政策課長（村瀬雅也君） 陶芸ツーリズムということで、これは市内に、大萱、大平地区を初めとしまして、美濃桃山陶のふるさととして、その自然の中で陶芸活動を営む作家がいらっしやいます。その中で、一昨年から陶芸協会として発足されまして、会として展示発表などの活動を行っていらっしやいますけれども、こうした会の方々のうち、こういう趣旨に御賛同いただける方の御協力をいただきまして、まずは国内の方々に窯元を見ていただけるような、そんな事業を展開したいと考えております。

また、こうした日本独特の陶芸文化は、伊藤委員がおっしゃるように、海外の方にも興味の対象となるものと思います。しかし、こうした場合、受け入れなどの諸準備が必要でございますので、当初はまず国内向けの事業を実施しながら、その中でそうしたお客様方についても研究してまいりたいということを思っております。以上です。

委員（伊藤英生君） 受け入れの準備等が整わないので、まず国内からという返答でござい

ましたけれども、今中部運輸局のほうでやっている昇龍道プロジェクトであるとか、ああい
ったものでも、大変アジアからの観光客が、高山とか白川郷とかに行っていたいていると
いうお話を聞いている中で、ぜひこっちにも立ち寄ってみて、こういう陶芸のこととか、す
ごく外国の方とかには喜んでいただけるものだと思いますので、ぜひとも検討に入れていた
だきたいと思いませんけれども、そういった昇龍道プロジェクトにこういったものを御案内し
ていくお考えはありませんでしょうか。

経済政策課長（村瀬雅也君） 現在、昇龍道プロジェクト等で、特にアジアの方からの中国
方面のお客様をこの東海地区に導入するプロジェクトが広域でなされております。ただ、こ
うした事業につきましては、例えば大手の旅行会社、そういったものを通した展開が多いも
のですから、非常に大量の方が一度に動かれるようなツアーが中心となってきております。
ですから、今回私どもが考えておるものには、なかなかそぐわない部分もありますもんです
から、個人旅行者的なところがまずはターゲットになるのかなということを今考えておりま
す。

子育て政策室長（肥田光久君） 先ほど小川委員の質疑に対して、私の説明でちょっと言葉
が足りないところがありましたので、訂正と補足の説明をさせていただきたいと思いません。

国庫補助上の数値としまして、平米当たり30万円で5,200平米、本体建設工事を17億円ほ
ど見込んでおると。それに対して1億円の国庫補助金を見込んでおるといような話になっ
たわけなんですけれども、国庫補助金につきましては、この本体工事にあわせて、その
他駐車場建設ですとか、今回お願いしました用地購入費ですね。こういったもろもろのもの
を含めまして、総事業費26億5,000万円というふうで国庫補助を使っておりまして、これに
対して国庫補助金が1億円程度を見込んでおるといことでございますので、よろしくお願
いいたします。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、事前にお出しいただいた質疑は以上ですが、そのほかの質疑を許します。

質問される方は、お1人質疑1回につき1問ということをお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、それでは、質疑を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。御退席ください。

暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、予算決算委員会の進め方について、皆さんにさきに御提案いたしましたように、き

よの予算委員会の質疑及び審査を通しまして、今後の予算執行に向けて、可児市議会として執行部に注意を喚起すべき事項や、または附帯決議を付すなどについて議論を進めるために、自由討議の動議がありましたら委員会に諮りたいと思いますので、よろしく願います。いかがでしょうか。ございませんか。

〔挙手する者なし〕

では、自由討議の動議もありませんので、以上で本日の当委員会の会議の日程は全て終了いたしました。これで終了してよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、本日はこれにて散会いたします。

なお、次回、あす3月12日午前9時より予算決算委員会建設市民委員会所管部分を行いますので、よろしく願います。

本日は、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時38分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月11日

可児市予算決算委員会委員長